

【第1問】

(1) 1

正しい。投資助言・代理業（いわゆる投資顧問業）の登録をしていないFPは、専門的見地に基づく具体的な投資判断について助言できない。金融商品取引法で定める投資助言・代理業を行うためには、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(2) 2

健康保険の「任意継続被保険者制度」とは、被保険者期間が継続して2ヵ月以上あった者が、希望により、被保険者資格喪失後20日以内に申請すれば、退職後に最長2年間は退職前の健康保険に加入できる制度である。したがって、健康保険の被保険者資格喪失日の前日までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間がなければならない。

(3) 2

老齢厚生年金の繰下げ支給の申出は、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出と別々に行うことができる。なお、老齢厚生年金の繰上げ支給の申出は、老齢基礎年金の繰上げ支給の申出と同時にしなければならない。

(4) 1

正しい。

【国民年金（遺族基礎年金）】

支給要件	被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。 (死亡日の前日において保険料納付済期間が加入期間の3分の2以上あること。または、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。)
対象者	死亡した者によって生計を維持されていた (1) 子のある配偶者 (2) 子 ※年金法上の子
年金額 (2022年度)	777,800円＋子の加算 ※子の加算 第1子・第2子：各223,800円 第3子以降：各74,600円

(5) 2

国の教育ローンは、日本政策金融公庫で取り扱う固定金利型の公的な融資制度であるため、利用者が固定金利と変動金利のいずれかを選択することはできない。なお、借入れに当たり世帯年収の上限が設定されている。

【教育一般貸付（国の教育ローン）】

対象となる方	融資限度額
● 自宅外通学 ● 修業年限5年以上の大学（昼間部） ● 大学院 ● 海外留学 （修業年限3ヵ月以上の外国教育施設に留学する場合）	450万円
● 上記以外	350万円

(6) 2

設問の記述は延長保険の説明である。払済保険とは、保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金相当額を基に、保険期間を変えずに、一時払養老保険もしくは同種の保険に変更するものである。保険金額は元の契約より小さくなり、付加されていた特約は消滅する。

(7) 2

生命保険契約において、契約者（＝保険料負担者）が夫、被保険者が妻、死亡保険金受取人が子である場合、被保険者の死亡により死亡保険金受取人が受け取る死亡保険金は、贈与税の課税対象となる。

契約者	被保険者（死亡）	受取人	対象となる税金
夫	夫	子	相続税
夫	妻	夫	所得税（一時所得）
夫	妻	子	贈与税

(8) 1

正しい。人身傷害補償保険では、自己の過失割合にかかわらず、保険金額を限度に実際の損害額が補償される。自己の過失であるため相手から補償されない過失部分も、自身が加入する保険会社から支払ってもらえる。

(9) 2

国内旅行傷害保険では、細菌性食中毒は補償の対象である。なお、海外旅行傷害保険との違いとして、地震・噴火・津波等による傷害は補償の対象外となる。

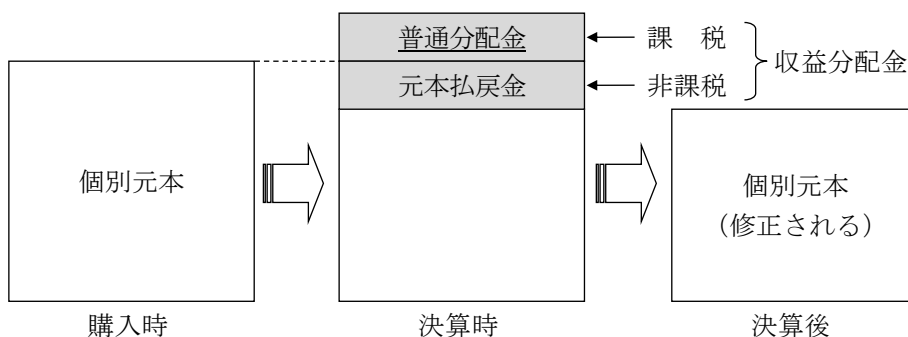
(10) 1

正しい。がん保険では、一般的に責任開始日前に90日程度の免責期間が設けられており、その期間中にかんと診断されたとしてもがん診断給付金は支払われず、契約は無効となる。

(11) 2

追加型の国内公募株式投資信託の収益分配金は、個別元本方式により課税額が算出される。個別元本方式とは、受益者（投資家）ごとに税法上の元本を把握する方法である。収益分配金は、その全額が普通分配金となるのではなく、元本超過部分は「普通分配金（課税対象）」となり、個別元本を下回っているため元本から払い戻された部分は「元本払戻金（非課税）」となる。

【収益分配金支払後の基準価格＜個別元本】



(12) 2

上場株式の売買において、普通取引は約定日（売買成立）から起算して3営業日目に決済（受渡し）が行われる。

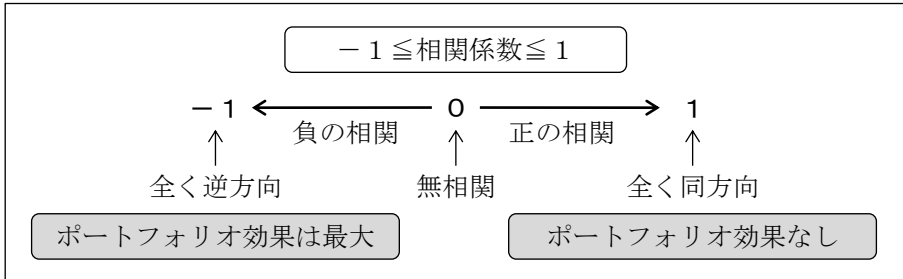
(13) 1

正しい。配当性向とは、当期純利益に占める年間配当金（配当金総額）の割合を示す指標。

$$\text{配当性向 (\%)} = \frac{1 \text{ 株あたり年間配当金}}{1 \text{ 株あたり当期純利益}} \times 100$$

(14) 2

ポートフォリオ効果は、組み入れている資産の価格変動パターンが似ているかどうかという「相関関係」が大きく作用し、これを数値で表したものが「相関係数」である。相関係数は－1 から＋1 までの範囲の数値で表され、－1 に近いほどポートフォリオ効果は高くなり、－1 で最大になる。異なる2資産からなるポートフォリオにおいて、2資産間の相関係数が－1 である場合、両資産が逆の値動きをするため、理論上、リスクの低減効果は最大になる。また、相関係数が＋1 のときは全く同じ値動きをするため、ポートフォリオ効果はない。



(15) 2

つみたてNISAを利用して購入した公募株式投資信託は、非課税期間の終了時期に関わらず、いつでも売却することができる。

(16) 2

所得税において、国債や地方債などの特定公社債の利子は、その支払を受ける際に税率15.315パーセント（他に地方税5パーセント）により所得税・復興特別所得税が源泉徴収されるとともに、税率15パーセント（他に地方税5パーセント）の申告分離課税の対象となるが、確定申告しないことも選択できる。総合課税の対象ではない。

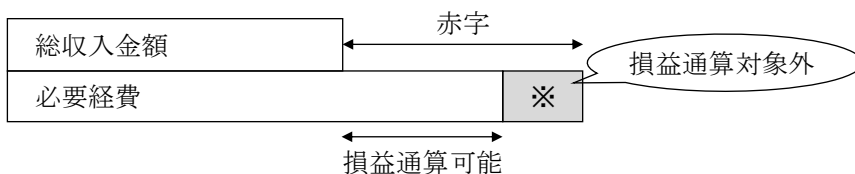
(17) 2

所得税において、賃貸マンションの貸付が事業的規模で行われている場合であっても、事業所得とはならず、不動産所得である。

(18) 1

正しい。他の所得の金額と損益通算が可能な所得は、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得である。ただし、不動産所得において、土地等を取得するために要した負債の利子※は、損益通算の対象外となる。

損益通算可能額＝総収入金額－必要経費（土地取得のための負債利子※を除く）



(19) 1

正しい。所得税において、納税者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合、納税者本人は配偶者控除の適用を受けることはできない。

【配偶者控除の適用を受ける要件】

- ① 配偶者と生計を一にしている
- ② 配偶者の合計所得金額が48万円以下
- ③ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下
- ④ 配偶者が（青色）事業専従者ではない

【配偶者控除の控除額】

納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者※
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

※老人控除対象配偶者とは、70歳以上の控除対象配偶者のことである。

(20) 1

正しい。上場株式等の配当所得について総合課税を選択すれば配当控除の適用を受けることができる。なお、申告分離課税を選択した場合、その税率は、所得税（15%）および復興特別所得税（0.315%）と住民税（5%）の合計で20.315%である。上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算することができるが、配当控除の適用は受けることができない。

(21) 1

正しい。不動産の登記事項証明書は、登記事項を広く社会に公示するという性質上、当該不動産の所有者に限らず誰でも手数料を納付すれば交付請求できる。なお、固定資産課税台帳の閲覧は、納税義務者本人・同居の家族・借地人・借家人など限られた者にしか認められない

(22) 1

正しい。売主が宅地建物取引業者である宅地建物の売買契約を締結するとき、買主が宅地建物取引業者でない場合の手付は、代金の額の2割を超えてはならないという手付の額の制限がある。

(23) 2

借地借家法において、定期建物賃貸借契約（定期借家契約）は更新できない。したがって、借主から更新の請求は認められないが、貸主と借主の双方が合意すれば再契約は可能である。

(24) 1

正しい。都市計画法において市街化調整区域は、環境などを保全するために、市街化を抑制すべき区域とされている。

(25) 2

「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」の特例は、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除できる。ただし、住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売するなど要件がある。

(26) 1

正しい。「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けた場合、受贈者1人につき1,500万円までは贈与税が非課税となるが、学校等以外に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となる。受贈者は原則として30歳未満であり、贈与を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合にかぎり適用を受けることができる。

(27) 1

正しい。被相続人の直系尊属で、法定相続人である者は、遺留分権利者となる。被相続人が相続人に対して遺さなければならない相続財産のうちの一定割合が遺留分として定められている。被相続人が遺留分を侵害する遺贈をしても有効ではあるが、遺留分権利者は遺留分の保全のために遺留分を主張する権利が民法で与えられている。ただし、時効があり、遺留分を侵害する遺贈があったことを知った日から1年、または相続開始から10年に限る。

●遺留分権利者：兄弟姉妹以外の相続人

●遺留分の割合：直系尊属のみが相続人であるケースは、1/3

それ以外のケースは、1/2

(28) 1

正しい。契約者と被保険者が異なる場合、契約者が亡くなった後も契約者を相続することにより保険契約は存続する。その場合、相続税額の計算において保険契約の相続税評価額は、解約返戻金の額になる。

(29) 2

個人が、自己が所有する土地に賃貸マンションを建築して賃貸の用に供した場合、相続税額の計算上、当該敷地は貸家建付地として評価される。

貸家建付地の相続税評価額

＝自用地価額－自用地価額×借地権割合×借家権割合×賃貸割合

＝自用地価額×（1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合）

(30) 2

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

貸付事業用宅地等に該当する場合、その宅地のうち200㎡までを限度面積として、評価額の50%相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができる。

【第2問】

(31) 3

毎年一定金額を積み立てながら複利運用した場合の元利合計額を試算するには、毎年の積立額に「年金終価係数」を乗じる。

∴元利合計額＝毎年の積立額×年金終価係数

(32) 2

公的介護保険の被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上の人である。第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。

	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	市区町村に住所を有する65歳以上の 人	市区町村に住所を有する <u>40歳以上</u> 65歳未満の医療保険加入者
保 険 料	市区町村が保険料を徴収します。 所得段階別定額保険料となっています。 ※保険料は <u>市区町村により異なります</u> 。 ※年金受給者は、原則として <u>年金</u> から天引き（特別徴収）されます。	医療保険者が医療保険料に上乗せ して徴収します。 <健康保険> 協会けんぽの保険料率は1.57% （労使折半） <国民健康保険> 前年の所得などを基準に決めら れます。
受給権者	要介護者・要支援者	老化に基因する16種類の疾病（特 定疾病）によって、要介護者・要 支援者となった者のみ
自己負担	65歳以上：1割、2割または3割 40歳から64歳まで：1割 なお、食費と施設での居住費は全額利用者負担	

(33) 2

雇用保険の教育訓練給付金のうち、一般教育訓練給付金の額は、受講費用の20%（上限10万円）である。

(34) 2

子のいない障害等級1級に該当する者に支給される障害基礎年金の額は、子のいない障害等級2級に該当する者に支給される障害基礎年金の額の1.25倍に相当する額である。

【年金額（2022年度価格の場合）】

1級	$777,800円 \times 1.25 + (\text{子の加算})$
2級	$777,800円 + (\text{子の加算})$

(35) 1

住宅金融支援機構と民間金融機関が提携した住宅ローンであるフラット35（買取型）の融資金利は固定金利であり、借入れをする際には、保証人が不要である。なお、フラット35の金利を構成する要素の一つである「取扱金融機関の手数料率」は各金融機関が独自に設定しているため、フラット35の金利は金融機関ごとに異なる。

(36) 1

生命保険会社が予定利率を引き下げた場合、通常、その後の終身保険の新規契約の保険料は高くなる。生命保険の保険料は、大数の法則および収支相等の原則に基づき、予定利率、予定死亡率、予定事業費率の3つの予定基礎率を用いて計算される。

【保険料】

- ・純保険料（保険金支払いの財源）：予定死亡率・予定利率を基に計算
- ・付加保険料（保険契約の維持・管理費用）：予定事業費率を基に計算

(37) 3

契約転換制度により現在加入している生命保険契約を新たな契約に転換する場合、転換後契約の保険料は転換時の年齢に応じた保険料率で算出する。新規契約に加入する場合同様であるため、転換時は告知等をする必要がある。

(38) 1

製造・販売した製品の欠陥等や請負業者等が作業を行った結果として第三者の身体や財産に損害が生じた場合、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する保険として、生産物賠償責任保険（PL保険）がある。

(39) 3

個人賠償責任保険（特約）では、被保険者が業務中に法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害は、補償の対象外である

【個人賠償責任保険（特約）補償の対象：いずれも業務外にかぎる】

- ・自宅のベランダから誤って植木鉢を落として駐車中の自動車を傷付ける
- ・買い物中に誤って商品を落として破損

(40) 1

所得税において、個人が支払う地震保険の保険料は、5万円を限度として年間支払保険料の全額が地震保険料控除の対象となる。

【地震保険料控除の適用限度額】

	地震保険料	
	年間の支払保険料	年間の控除限度額
所得税（国税）	50,000円まで	保険料の <u>全額</u>
	50,000円超	一律 <u>50,000円</u>
住民税（地方税）	50,000円まで	保険料の 1 / 2
	50,000円超	一律25,000円

(41) 3

国内総生産（GDP）は、わが国の経済指標のひとつ。一定期間内に国内で生産された財やサービスの付加価値の合計額のことをいう。その統計は 内閣府が作成して公表する。GDPには「名目GDP」と「実質GDP」がある。

- ・名目GDP：GDPをその時の市場価格で評価したもので、物価の変動を反映した数値
- ・実質GDP：名目GDPから物価の変動による影響を差し引いたもの
- ・GDPデフレーター：「名目GDP÷実質GDP」←1以上は物価上昇（インフレ）

(42) 2

株式投資信託の運用において、日経平均株価や東証株価指数（TOPIX）などの特定の指標をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指す手法をアクティブ運用という。連動するような運用成果を目指す手法をインデックス運用という。インデックス運用はコストが相対的に低く、信託報酬が低水準に抑えられているという特徴がある。

(43) 3

債券価格は、景気や政策等さまざまな要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて変動する。市場金利が上昇すると、債券価格は下落し、利回りは上昇する。

(44) 2

表面利率（クーポンレート）1%、残存期間2年の固定利付債券を額面100円当たり99円で購入した場合の最終利回り（年率・単利）を求める。

最終利回りとは、既発債を償還まで保有した場合の利回りである。

$$\begin{aligned}\text{最終利回り（\%）} &= \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{額面100円} - \text{買付価格}}{\text{残存期間（年）}}}{\text{買付価格}} \times 100 \\ &= \frac{1.0 + \frac{100 - 99}{2}}{99} \times 100 = 1.515\cdots \approx \underline{1.52\%}\end{aligned}$$

(45) 1

日本投資者保護基金は会員である金融商品取引業者が破綻し、分別管理義務に違反したことによって一般顧客から預託を受けていた有価証券・金銭を返還することができない場合に、一般顧客1人につき1,000万円を上限に金銭による補償を行う。

(46) 1

所得税において、老齢基礎年金や老齢厚生年金を受け取ったことによる所得は、雑所得となる

(47) 2

所得税において、国民年金基金の掛金は、社会保険料控除の対象となる。

(48) 3

特定扶養親族とは、その年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満である控除対象扶養親族である。特定扶養親族に係る扶養控除の額は、1人につき63万円である。

(49) 3

給与所得者は勤務先で年末調整により所得税の地震保険料控除の適用を受けることができる。雑損控除、寄附金控除と医療費控除は年末調整による適用を受けることができないため、確定申告を行う。

(50) 1

1月16日以後に新たに事業所得を生ずべき業務を開始した納税者が、その年分から所得税の青色申告の承認を受けようとする場合は、業務開始日から2ヵ月以内に、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。

●青色申告特別控除額55万円の適用要件

- ・不動産所得・事業所得・山林所得を生ずべき一定の業務を行う
- ・青色申告承認申請書を税務署長に提出して承認される
- ・総勘定元帳その他の帳簿を備え付け、複式簿記で記帳、7年間保存
- ・貸借対照表と損益計算書などを申告書に添付して期限内申告

●青色申告特別控除額65万円の適用要件

2020年分以降は、上記「青色申告特別控除額55万円」の適用要件に加えて、電子申告等（e-Taxによる申告または電子帳簿保存）の要件を満たした場合

●青色申告の特典

- ・青色申告特別控除（10万円・55万円・65万円）
- ・青色事業専従者給与の必要経費算入
- ・純損失の3年間の繰越控除
- ・前年分の所得税の繰戻還付
- ・棚卸資産の評価の優遇：低価法を選択できる
- ・減価償却の優遇

(51) 3

相続税路線価は、相続税や贈与税を算定する際の土地等の評価額の基準となる価格であり、地価公示法による公示価格の80%を価格水準の目安として設定される。

土地の公的評価	価格水準
公示価格	100%
基準地標準価格	100%
相続税評価額（路線価）	公示価格の <u>80%</u>
固定資産税評価額	公示価格の70%

(52) 1

都市計画区域および準都市計画区域内において、原則として、敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接していなければ建物を建てることができないと建築基準法に規定されている。ただし、建築物の周囲に広い空き地があり、安全上の問題がない場合は、接道義務の適用はない。

(53) 3

決議要件	決議内容
各過半数の賛成	一般事項（小規模滅失による共用部分の復旧）
各 <u>4分の3</u> 以上の賛成	共用部分の重大な変更 <u>規約の設定・変更・廃止</u> 違反者への措置 大規模滅失による共用部分の復旧
各5分の4以上の賛成	建替え

(54) 1

「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」（軽減税率の特例）の適用を受けた場合、課税長期譲渡所得金額の6,000万円以下の部分については、所得税および復興特別所得税10.21%、住民税4%の軽減税率が適用される（6,000万円超の部分については、所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%の税率が原則どおり適用される）。適用を受けるには、譲渡した年の1月1日における所有期間が10年超など一定の要件がある。また、3,000万円の特別控除との併用は可能である。

(55) 2

土地の有効活用において、土地所有者が入居予定の事業会社から建設資金を借り受けて事業会社の要望に沿った店舗等を建設し、その店舗等を事業会社に賃貸する手法を建設協力金方式という。なお、土地所有者が土地の全部または一部を抛出し、デベロッパーが建設資金を負担してマンション等を建設し、それぞれの出資比率に応じて土地・建物に係る権利を取得する方式を、等価交換方式という。

【Aさんの土地有効活用】

有効活用の手段	土地の所有名義 (有効活用後)	建物の所有名義	Aさんの建設資金 負担要否
定期借地権方式	Aさん	借地人	不要
<u>建設協力金方式</u>	Aさん	Aさん	不要 (全部or一部)
等価交換方式	Aさん・デベロッパー	Aさん・デベロッパー	不要
事業受託方式	Aさん	Aさん	必要

(56) 2

死因贈与とは、贈与者の死亡により効力を生じる贈与のことである。死因贈与は贈与税ではなく、相続税の課税対象になる。

(57) 2

Cさんの法定相続分は、3分の1である。Aさんには子がいない。したがって、第一順位の相続人はいないことになる。相続人の組み合わせが「配偶者と直系尊属」の場合、妻Bさんの法定相続分は2/3になる。母Dさんは既に死亡しているため、父Cさんの法定相続分は1/3となる。

(58) 1

相続人が相続の放棄をするには、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述しなければならない。

手続きの種類	行うべき手続きの内容
相続の <u>放棄</u> または限定承認	原則として、相続の開始を知った時から <u>3ヵ月</u> 以内に <u>家庭裁判所</u> に申述書を提出
相続税の期限内申告	相続の開始を知った日の翌日から <u>10ヵ月</u> 以内に被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に申告書を提出

(59) 3

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がそれを筆記して作成される遺言であり、相続開始後に家庭裁判所における検認手続が不要である。なお、法務局に保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」も検認の必要がない。

種類	自筆証書遺言※ ²	公正証書遺言※ ³	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
<u>家庭裁判所</u> の検認	必要※ ¹	<u>不要</u>	必要

※1 遺言書保管所に保管する場合は不要

※2 自筆証書遺言は、証人が不要であり、単独で作成できる。

※3 公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。公証人がその原本を厳重に保管する信頼性の高い遺言である

(60) 3

【相続税額の2割加算の対象】

- ① 「被相続人の配偶者、父母、子、代襲相続人」ではない人
(例：被相続人の兄弟姉妹や、甥、姪など)
- ② 孫養子（ただし、代襲相続人ではない）